

【アメリカ】 ワシントン州、メリーランド州同性婚法成立

海外立法情報課・井樋 三枝子

* ワシントン州で、2012年2月9日、同性婚合法化及び既存の婚姻類似制度の改正に関する法律(公法第3号)が成立し、メリーランド州でも同年3月1日、同性婚を合法化する法律が成立した(公法第2号)。ワシントンD.C.を含め、同性婚が合法化された州等は、全米9つとなる。

ワシントン州同性婚法

ワシントン州では、州法上、婚姻を「異性間」に限る規定が置かれていた。また、当事者の双方が同性である場合と当事者が異性で、一方が62歳以上である場合の婚姻類似制度として、ドメスティックパートナーシップ制度を設けていた。後者については、社会保障や年金に関する法律の規定上、婚姻関係にない方が有利な場合が生じていることによる。

今回の法改正により、婚姻は、18歳以上の二者の間の民事的契約であり、当事者の性別を問わないと定義し直された。州法上婚姻が禁止される場合は、重婚や近親婚に限られる。また、州法上の婚姻やドメスティックパートナーシップに関する性特定の文言は、すべて性中立的に解釈するとされた。

民法上の婚姻の要件としての婚姻の挙式権限を有する者には、公的機関の職員以外にも宗教団体の職員や聖職者がいる。彼らは、挙式の義務と挙式等に関し宗教団体やそれに関連する団体の施設、設備、物品等を提供する義務を負わず、挙式やそれらの提供を拒否できること、当該拒否によりいかなる民事法上の責任も負わず、拒否を理由として、州が補助金の差止めや不利益な取扱い等を行ってはならないという規定が加えられた。

他州等、他の法域において有効な婚姻は、近親婚等、婚姻が州法上禁止される場合以外は有効と認められ、他の法域で有効な婚姻類似の法的結合であって、婚姻と本質的に同等な権利義務を有する場合には、州は、婚姻許可状を発給できると規定した。

経済上や心身の健康上、相互に協力する親密で排他的な関係を持つ二者とその家族は、婚姻関係になくても、公益に寄与しており、州は、当該関係を支援する法的枠組みを提供すべきとし、少なくとも当事者の一方が62歳以上であれば、社会保障や年金に関連する法律上、婚姻が当事者に不利益となる場合があるため、当事者が同性か異性かにかかわらずドメスティックパートナーシップ登録を認める。従前の同性間のドメスティックパートナーシップ登録者に対しては、婚姻許可状の申請及び受領が認められ、婚姻が可能となる。婚姻しない場合も、ドメスティックパートナーシップの当事者の双方が62歳未満の場合には、2014年6月30日に自動的に婚姻に移行する。

他州又は他の法域で有効な婚姻と本質的に同等な権利義務等を有する関係は、当事者の双方が62歳未満の場合には、婚姻とみなす。また、州のドメスティックパートナ

ーシップと同等な関係とみなされるものは、これと同等に取り扱う。

施行日は、この法律が可決された議会期終了から 90 日後とし、ドメスティックパートナーシップに関する新规定は、2014 年 6 月 30 日に施行される。しかし、2012 年 3 月現在で、この法律の効力を問う同年 11 月実施の住民投票が提案されており、実施に必要な有効署名数が集まる見込みで、今後の動向が注目される。

メリーランド州同性婚法

メリーランド州でも州法上、婚姻を「異性間」に限る規定が置かれていた。

今回の法改正では、州法上、婚姻が禁止されていない二者による婚姻を有効とし、婚姻が禁止される場合を、重婚や近親婚に限ることとした。

州法上、婚姻の有効要件としての挙式を行う権限を有する宗教団体等の聖職者や職員は、メリーランド州憲法及び合衆国憲法上で保障される信教の自由を享受し、挙式の義務や挙式に関し施設、設備、物品等の提供をする義務を負わないこと、それらの拒否により、いかなる民事法上の責任、罰金、処罰も課されず、州による補助金の差止めや不利益な取扱い等の理由とならないことが規定された。あわせて、宗教団体や関連の団体が提供する様々な共済事業等のサービスや施設、物品の利用に際し、宗教団体等が信者や住人等、特定の人々を優先させることについても明確に容認し、当該取扱いが、いかなる民事法上の責任、罰金、処罰も課せられず、州による補助金の差止めや不利益な取扱い等の理由とされないことも明示された。

施行日は、条文上、2012 年 1 月 1 日と定められているが、この法律の有効性に対して、州民から州民投票が請求され、また、投票実施に必要とされる法定の署名数の算定や署名の有効性につき紛争が発生した場合には、それらすべての結果が出るまで施行されないこと、法律の一部が無効であるという判決が確定した場合、この法律は全体として効力を失い、無効となることも、法律上に明記された。

他州における同性婚合法化の動き

2012 年 2 月 7 日、州民投票により成立した同性婚を実質的に禁止するカリフォルニア州法を合衆国憲法違反とする連邦高裁判決が下された（本号短信「【アメリカ】カリフォルニア州同性婚禁止法連邦高裁違憲判決」参照）。連邦最高裁において、婚姻を異性間に限る法律の合憲性が判断される最初の事件になるとみられる同州の動向は、各州の同性婚合法化に影響を与えている。ニュージャージー州では 2012 年 2 月 16 日、同性婚合法化法案が州議会両院を通過したが、同月 21 日に、クリスティー州知事（共和党）が、既存の同性間の婚姻類似制度であるシビルユニオンの当事者の苦情申立てに対応するためのオンブズマンの任命を提案するという条件付き拒否権を発動した。拒否権を覆すには、会期末の 2014 年 1 月中旬までに議会両院は議員の 3 分の 2 の多数で再可決する必要があるが、同法可決時の賛成票数は、両院ともそれに達していない。州知事及び共和党を中心とする法案反対派は、同法案を州民投票に付す旨の妥協案を提示したが、同年 3 月末、推進派は、州議会での再可決を目指す方針を表明した。